

大和市告示第 6 7 号

大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

大和市長 大 木 哲

大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金交付要綱（平成 2 6 年大和市告示第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市総合型地域スポーツクラブ活動・創設支援補助金交付要綱

第 1 条中「地域における運動及びスポーツ活動の拠点を確保し、地域住民の健康づくり及び交流の場を創出するため、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の設立に向けた準備を行う団体（以下「設立準備団体」という。）に対し、大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金」を「大和市総合型地域スポーツクラブの登録等に関する要綱（平成 2 8 年大和市告示第号。以下「登録要綱」という。）第 1 条に規定にする登録団体（以下「登録団体」という。）に対し、大和市総合型地域スポーツクラブの活動又は創設支援に係る補助金」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（補助対象団体及び補助金の種類）

第 2 条 補助金交付の対象となる団体は、登録団体とする。

2 補助金の種類は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 総合型地域スポーツクラブ 大和市総合型地域スポーツクラブ活動支援補助金（以下「活動支援補助金」という。）
- (2) 設立準備団体 大和市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金（以下「創設支援補助金」という。）

第 3 条及び第 4 条を削り、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) 活動支援補助金

ア 事務局人件費

イ 運営拠点賃借料

ウ 人材育成費

エ 広報費

オ 会員拡大事業費

カ その他事業の実施に直接必要な経費として市長が必要と認めたもの

(2) 創設支援補助金

ア 事務局人件費

イ 運営拠点賃借料

ウ 人材育成費

エ 広報費

オ 会員拡大事業費

カ 事務局備品・消耗品購入費

キ スポーツ用具購入費

ク その他事業の実施に直接必要な経費として市長が必要と認めたもの

第5条を第4条とする。

第6条中「2年度を上限」を「、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める期間を上限」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第5条とする。

(1) 活動支援補助金 3年度

(2) 創設支援補助金 2年度

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。